

配偶者等からの暴力の防止及び被害者
の保護・自立支援に関する計画

平成24年3月

福 知 山 市

(平成26年3月 DV防止法改正により資料改定)

はじめに

配偶者や恋愛関係にある者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。女性・男性いずれに対しても暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

福知山市では、「福知山市男女共同参画推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進するために、京都府や中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、警察等を中心に、関係機関と緊密な連携を図りながら、啓発に努め、被害者への適切な保護・救済を進めてきました。

しかしながら、DVによる子どもへの影響や交際相手からの暴力などといった新しい課題や、災害時に被災現場でDVが増加することが報告されているなど被害者支援の一層の充実・強化が求められています。

また、平成20年1月に施行されたDV防止法の改正により、市町村における基本計画の策定が努力義務として規定され、平成21年8月に本市においては、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施し、その結果と京都府の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版）」を基にこの基本計画を策定したものです。

暴力に苦しむ被害者や被害者の身近な人たちがDVに気づき、安心して相談し、継続的に適切な支援を受けることができる体制を整備・充実し、あわせて、DVや児童虐待など家庭の抱える様々な問題をトータルにサポートしていく仕組みについても、具体的に検討していくこととしています。

今後、本計画に沿って、DV被害者や社会的に弱い立場にある人たちをしっかりと保護・救済し、DVや児童虐待などあらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、市民一人ひとりが日々安心して暮らせるよう市民参画によるまちづくりを進めていきます。

目 次

I	計画の策定にあたって	1
	配偶者等からの暴力に対する基本的な考え方	
1	策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
II	策定の視点	2
1	暴力を許さない社会の実現	
2	被害者の状況に応じた支援体制の確立	
3	関係機関等との連携協力体制の推進	
III	現状	3
1	取組の経緯	
2	DVの実態	
IV	計画の体系	7
V	計画の内容	8
	基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり	
	・暴力に苦しむ被害者の相談に向けた情報提供	
	・早期発見（通報）できる環境整備	
	基本目標Ⅱ 暴力を許さない環境づくり	
	・さまざまな場での研修・啓発の強化	
	基本目標Ⅲ 安心して相談できる体制づくり	
	・相談体制の充実・強化	
	・緊急保護の充実	
	・同伴児童等への支援（DV家庭に育つ子どもたちへのケア）	
	・外国籍の人、障害のある人及び高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者並びに災害時の対応	
	基本目標Ⅳ 支援体制の確立及び関係機関の連携強化	
	・支援策の充実・強化、関係機関の連携強化	
	・苦情処理の体制	
	【参考資料】	13
1	取組の経緯	
2	関係機関一覧（相談・カウンセリング・警察等）	
3	保護命令	
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
5	福知山市男女共同参画推進条例	

I 計画の策定にあたって

配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等からの暴力^{*1}（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差や固定的な性別役割分担意識^{*2}などの社会的・構造的問題を背景とし、被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

また、DVは、そのほとんどが外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。さらに、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。このような状況を改善し、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、DVを防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や、さらにはDV家庭に育つ子どもへの専門的支援が必要です。

※1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「DV」）

夫婦間及び恋愛関係にある男女間、その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為のこと。

※2 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ・男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識。

1 策定の趣旨

DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり許されない行為であることを福知山市民の共通認識とし、DVの根絶をめざし、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進するため、本計画を策定します。

【参考】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」（平成13年法律第31号）が制定されました。法が施行され、保護命令制度及び都道府県のDV相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されました。

平成16年には、DVの定義の拡大、(身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象拡大)、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2か月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月2日施行されるとともに、基本方針が策定されました。

さらに、平成19年7月には、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令とあわせて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする「DV防止法の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）が制定され、平成20年1月1日に施行、あわせて基本方針が変更されました。

2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画として策定するものであり、あわせて「福知山市男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置づけ、福知山市におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。福知山市、関係機関、関係団体そして市民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し人権が尊重され暴力を許さない社会を築くため積極的に取り組み、啓発していきます。

3 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、国や府における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

II 策定の視点

1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、広く市民の理解を深め、DVを防止し暴力を許さない社会の実現、市民が日々安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2 被害者の状況に応じた支援体制の確立

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに則して、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立などの支援を推進します。DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、同伴者等も含めた総合的な支援を地域の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

3 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関・関係団体との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、京都府や他市町など行政区域を越えた広域対応も必要です。被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関との連携および情報共有体制をさらに推進します。

Ⅲ 現 状

1 取組の経緯

本市では、平成13年より女性相談を実施し、女性問題カウンセラーによるDV専門相談窓口を開設しました。また、平成18年度からは行政職員も常時相談対応ができるようにし、一時保護施設や専門機関との連携、市営・府営住宅への優先入居等の充実を図ってきました。

さらに、平成22年6月に総合相談・女性相談の機能を加えた「京都府北部家庭支援センター」が福知山児童相談所に設置され、被害者の安全確保や相談保護・支援体制において連携をとりながら対応を行っています。

2 DVの実態

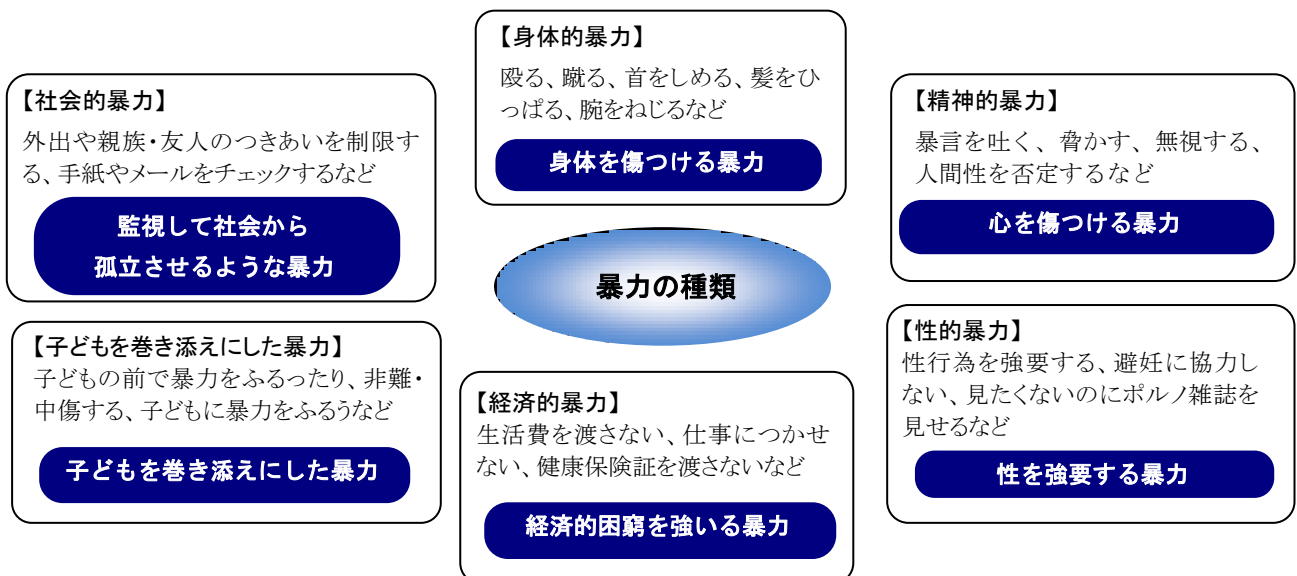
本市では、平成21年8月に市内20歳以上の男女1,600人(女性800人、男性800人)を無作為に抽出し、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。この調査の中で過去3年間に配偶者や元配偶者またはパートナーからの暴力を受けた経験についてみると、女性が「ある」と回答した割合が最も高い項目は「精神的な暴力」で11.6%です。

また、暴力を受けた経験の有無は、すべての暴力^{※3}で、女性が「受けた」という割合は、男性が「行なった」とする割合より高くなっており、女性と男性の暴力に対する考え方の差が大きく異なっていることがうかがえます。

過去3年間に受けたDVの相談件数は、平成20年度は37人(延べ58件)、平成21年度は18人(延べ52件)、平成22年度は37人(延べ148件)と増加傾向にあります。

※3 すべての暴力

DVの種類には身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、子どもを巻き添えにした暴力、性的暴力、経済的暴力があります。



【平成21年度福知山市男女共同参画社会に関する市民意識調査から】

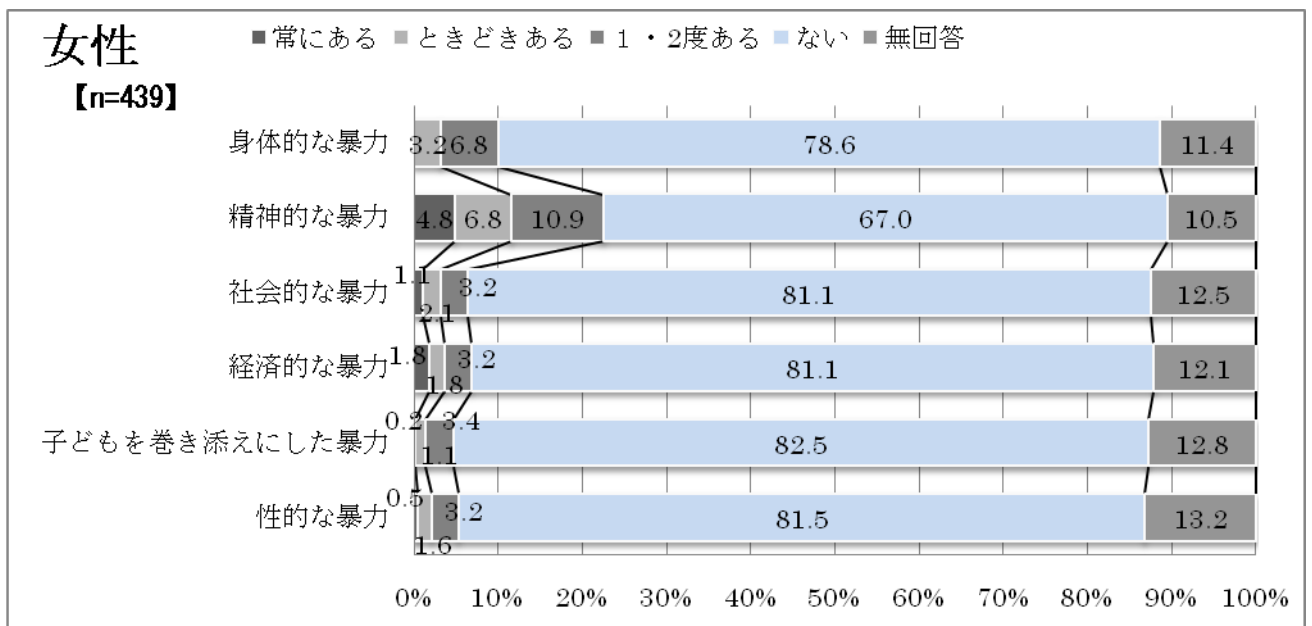
《配偶者などからの暴力の経験の有無から》

Q 配偶者や元配偶者、パートナーからの暴力の経験を過去3年間についてたずねました。

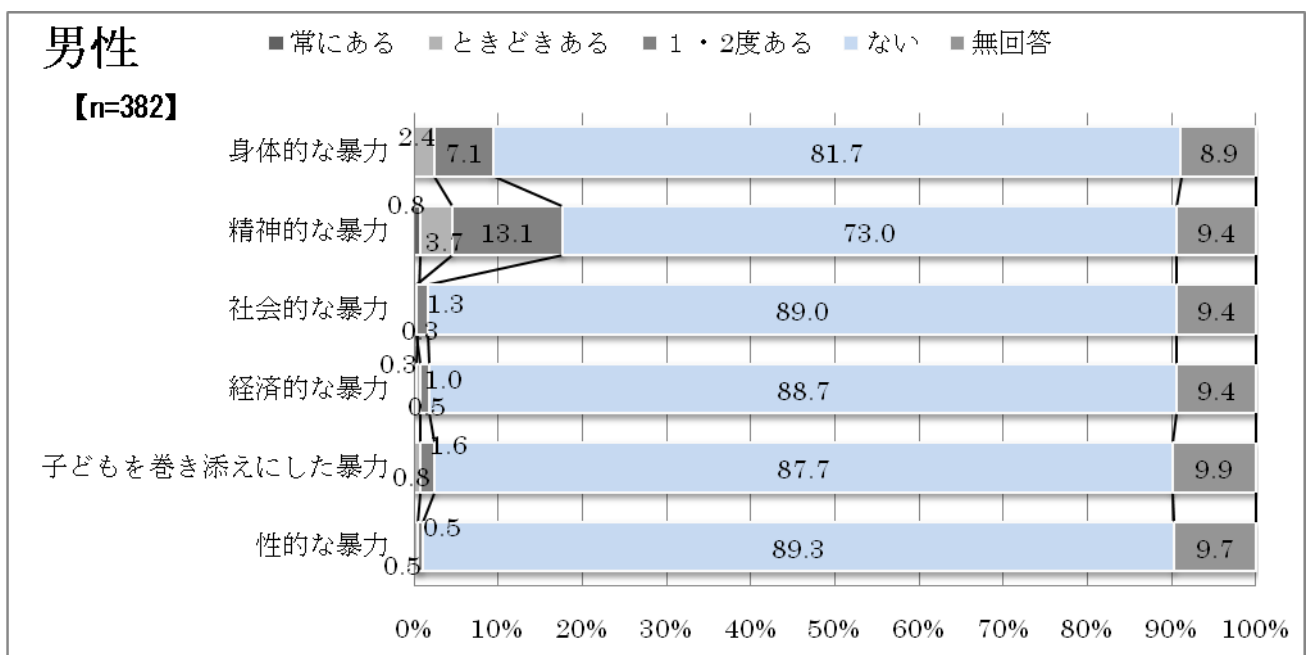
女性には男性から暴力を受けたことがあるか、男性には女性に暴力を行なったことがあるかをたずねています。

A すべての暴力において、女性が「受けた」という割合は、男性が「行なった」とする割合より高くなっています。

※女性には男性から暴力を受けたことがあるかをたずねています。



※男性には女性に暴力を行なったことがあるかをたずねています。

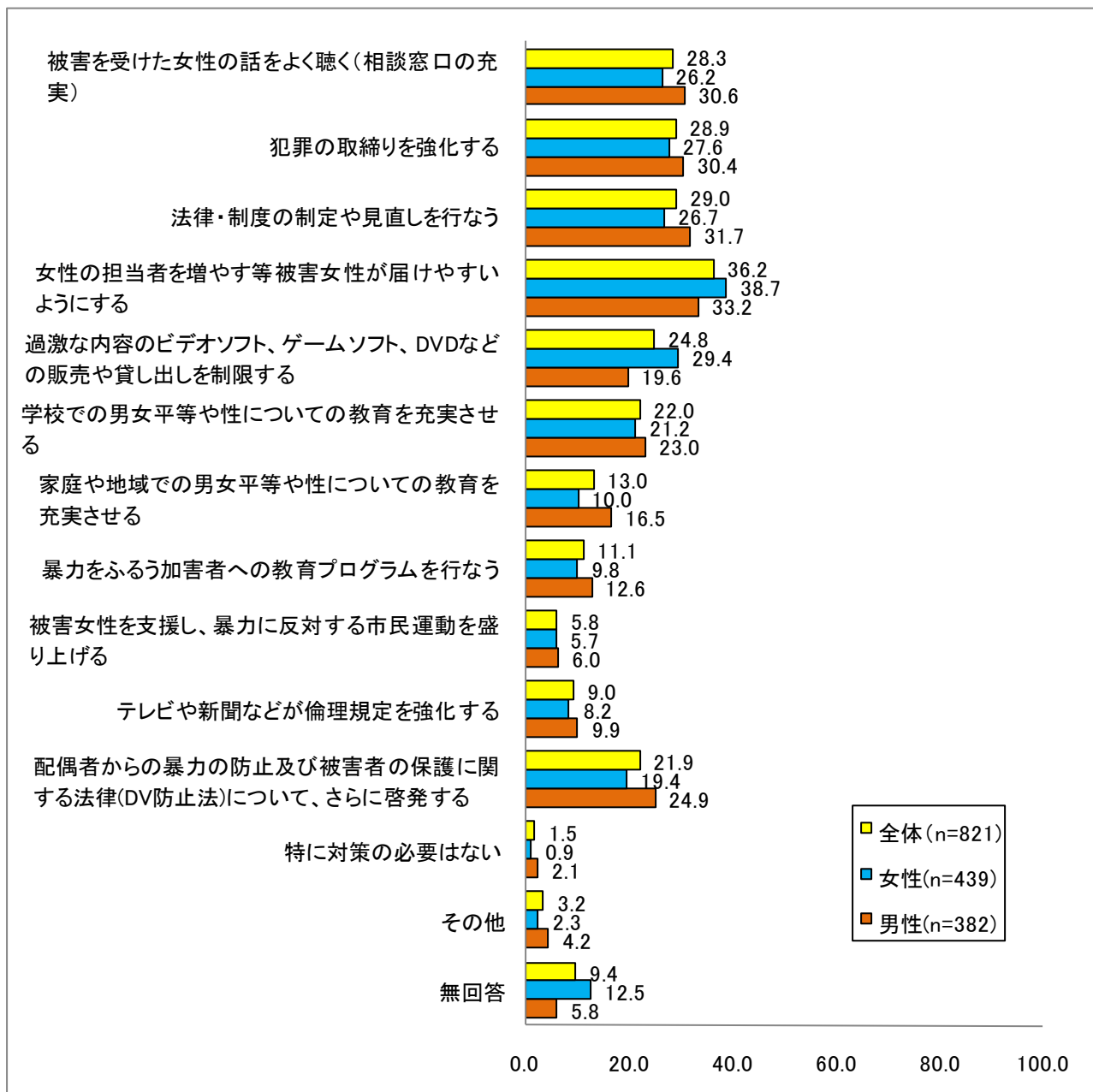


- ◆過去3年間に、配偶者や元配偶者またはパートナーからの暴力を受けた経験についてみると、女性が「ある」と回答した（「常にある」＋「ときどきある」）割合の最も高い項目は「精神的な暴力」で11.6%です。次いで「経済的な暴力」で3.6%です。「身体的な暴力」は3.2%で「社会的な暴力」と同じ割合です。
- ◆男性には暴力を行った経験についてたずねていますが、「ある」と回答した割合が最も高かったのは「精神的な暴力」で4.5%、次いで「身体的な暴力」2.4%となっています。

《女性に対する暴力をなくすために必要なもの》

Q 女性に対する暴力をなくすためにどうすればよいと思いますか

A 「女性の担当者を増やすなど被害女性が届けやすいようにする」、「被害を受けた女性の話をよく聴く（相談窓口の充実）」を求める声が高くなっています。

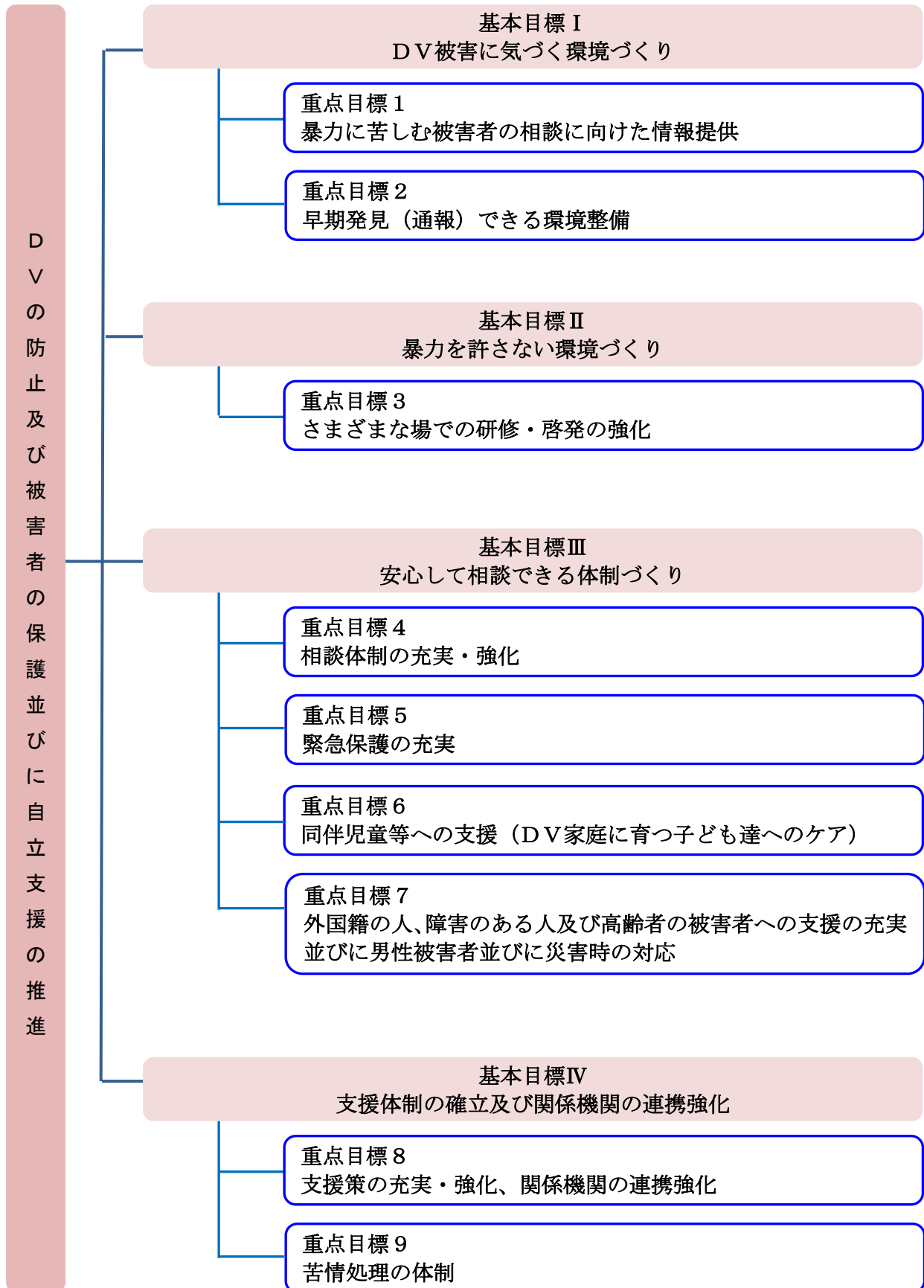


- ◆「全体」で最も高いのは、「女性の担当を増やすなど被害女性が届け出しやすいようにする」（全体36.2%、女性38.7%・男性33.2%）であり、次いで「被害を受けた女性の話をよく聴く（相談窓口の充実）」（全体28.3%、女性26.2%・男性30.6%）で、届け出や相談体制の充実を求めていることが分かります。
- ◆20%を超える割合のものは、「犯罪の取締りを強化する」（全体28.2%、女性27.6%・男性30.4%）、「法律・制度の制定や見直しを行う」（全体28.2%、女性26.7%・男性31.7%）、「過激な内容のビデオソフト、ゲームソフト、DVD等の販売や貸し出しを制限する」（全体24.5%、女性29.4%・男性19.6%）、「学校での男女平等や性についての教育を充実させる」（全体21.9%、女性21.2%・男性23.0%）「DV防止法について、さらに啓発する」（全体21.6%、女性19.4%・男性24.9%）です。

【参考：平成22年版男女共同参画白書（内閣府）から抜粋】

DV防止法施行後から平成13年～21年12月末までの間に、裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は20,081件で、そのうち事件が終了したのは19,980件となっています。終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は15,906件（79.6%）となっています。

IV 計画の体系



V 計画の内容

基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

重点目標1 暴力に苦しむ被害者の相談に向けた情報提供

【現状と課題】

啓発リーフレット、DV防止啓発カードを作成し、さまざまな相談機関、公的機関のトイレ、子育て関連施設等被害者が立ち寄る可能性のある場所に配備しました。

また、DVをなくす啓発期間（11月12日～11月25日）に、DVをなくす気運を高めるとともに、啓発期間内の講演会開催やチラシ等による啓発を集中的に実施しました。

周知についてはいまだ不十分であるため、DVに苦しむ人が被害に気づき、安心して相談機関等に行けるよう、さらにきめ細かな啓発・情報提供をするとともに、講演会等を利用しDVの実態をより広く知ってもらえる啓発を推進していく必要があります。

【具体的施策】

- （1）被害者の身近に届くカード等の啓発媒体（外国語にも対応した相談窓口の名称、受付時間、電話番号等を示したもの）を各種相談機関、医療機関、子育て関連施設、教育機関等に配備し、継続的な情報提供を実施します。
- （2）広報啓発強化期間を設け、DV防止の気運の醸成を図ります。

重点目標2 早期発見（通報）できる環境整備

【現状と課題】

広報・チラシ等による一般的な啓発しかできておらず、早期発見（通報）まで至っていないのが現状です。

今後、法に基づく医療関係者からの通報、情報提供の努力義務や被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や関連する地域ネットワーク（京都府北部家庭支援センター、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等）への協力依頼等も行い、関係機関による情報交換等により、DVを早期発見できる環境整備を進める必要があります。

通報はDV防止法に基づく義務（努力義務）ですが、被害者の意向や心理状態等により通報を悩む場合があるので、被害者の早期発見に関わる機関や市民がDVについてさらに理解を深め、DV被害者を見逃さず、的確な情報提供や二次的被害^{※4}等に十分配慮し、被害者を支援する環境を整備する必要があります。

※4 二次的被害

被害者と接する者の不適切な対応により、被害者に生じるさらなる被害のこと。

【具体的施策】

- （1）被害者の早期発見に関わる関係機関向けの実践的対応マニュアルを定着させます。

- (2) 関係機関との連携強化を図り、DV被害者の早期発見とともに二次的被害を防止します。
- (3) 児童虐待の背景にあるDV被害に気づき、DV被害者の保護と子どもへの対応等について関係機関の連携を強化します。
- (4) 市民に対する通報の意義の周知と、被害者を理解し孤立させない社会づくりへの啓発を推進します。

基本目標Ⅱ 暴力を許さない環境づくり

重点目標3 さまざまな場での研修・啓発の強化

【現状と課題】

男女共同参画や人権問題に係る研修の一環としてのDV研修の実施、啓発リーフレット等の作成配布、各種広報紙による広報啓発等により、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることに対する社会的な認識が高まってきました。

また、高校・大学等の若年層においては、いわゆるデートDVが増加する中で、暴力をなくすための教育の徹底や意識の醸成が必要です。

しかし、さまざまな情報が氾濫する現状においては、情報を主体的に収集し、適切に判断する能力を育む環境づくりが必要です。

【具体的施策】

- (1) 広報啓発強化期間を設け、DVに対する正しい認識と、DV防止の気運を醸成しDV防止の啓発に努めます。
- (2) 家庭内暴力を許さない地域づくりのための啓発をします。
- (3) 保育所、幼稚園、学校などあらゆる場を通じて、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちと人権を大切にすることを育む取組を推進します。
- (4) 若年層に対するいわゆるデートDVに関する予防啓発を推進します。
- (5) 企業等における人権研修等の一環としてのDV防止や児童虐待防止に対する取組を推進します。

基本目標Ⅲ 安心して相談できる体制づくり

重点目標4 相談体制の充実・強化

【現状と課題】

人権問題に関する意識調査の結果にもあるように、「自分さえ我慢すればいい」といった意識から、なかなか相談窓口に来てまで相談をすることが難しい状況があります。また相談機関も少なく、より身近な窓口で気軽に相談でき必要な情報を得ることができる体制の充実が必要です。

さらに、DV被害者一人ひとりの視点に立った相談・支援に加え、DVと児童虐待が複雑に絡み合った事例もあることから、総合的にとらえ相談・支援ができる体制の充実を図る必要があります。

【具体的施策】

- (1) 専門相談体制の確立及び機能を強化します。
- (2) 相談員の資質の向上のため専門研修と実践マニュアルに基づく相談体制の充実を図り、相談員による二次的被害を防止します。また、専門的相談員の人材育成を行います。
- (3) 京都府北部家庭支援センターと連携を図り、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制の整備を行います。

重点目標5 緊急保護の充実

【現状と課題】

地理的な条件により、京都市内のDV相談支援センターまで送致することが難しい場合があります。センターが受け入れ不可の場合について、民間宿泊施設の利用をすることができますが、連泊は困難な状態です。

被害者のニーズや状況に応じて対応していくためには、被害者の安全確保や安全な送致の体制を整える必要があります。

【具体的施策】

- (1) 一時保護の受け入れ体制の充実を図ります。
- (2) 警察等との連携によって被害者を保護する防犯機能を強化します。
- (3) 被害者の緊急避難時に対する安全対策を強化します。

重点目標6 同伴児童等への支援（DV家庭に育つ子どもたちへのケア）

【現状と課題】

子どもの心の安定に向けた支援を引き続き充実させるために、子育て支援課の家庭児童相談員との十分な連携を図ります。一時保護所を退所した後の子どもに対する継続的・専門的なケアが必要です。また、被害者が避難する際に同伴できなかった子どもに対する支援も必要であり、ケアを行うにあたっては、被害者と加害者が接触することがないように十分配慮することが必要です。就学年齢に達している子どもについては、学校と連携をとりながら学習の機会が確保できるよう配慮していく必要があります。

【具体的施策】

- (1) 子どもの保護や心のケアの充実及び保育や就学機会を確保のため、保育所・幼稚園、小・中学校等と連携をとれる体制を整えます。
- (2) 学校においては、スクールカウンセラーを活用した相談等により継続した子どもの心のケアの充実を図ります。
- (3) 同伴児童等への就学等に関する柔軟な取扱とともに、加害者の追跡に対する適切な対応を徹底します。

重点目標7 外国籍の人、障害のある人及び高齢者の被害者への支援の充実 並びに男性被害者並びに災害時の対応

【現状と課題】

日本語を十分理解できない外国籍の人や障害のある人、高齢者は現状での啓発媒体、啓発ルートでは十分情報が伝わらず迅速かつ適切に相談・保護を受けることが困難な状況にあります。関係支援機関等に協力を求めながら、より効果的な啓発方法・支援の仕組みを検討する必要があります。また、男性被害者の相談等についても対応できるようにする必要があります。

さらに、災害時に、避難所においてDV相談を行う必要があります。

【具体的施策】

- (1) 外国語及び点字による相談窓口や制度の紹介、各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等を配布します。
- (2) 外国人支援団体と連携した相談対応と一時保護機能の連携を行います。
- (3) 障害のある人や高齢者等の福祉施設との連携を強化します。
- (4) 男性被害者も相談ができる相談窓口の紹介をします。
- (5) 災害時に避難所において、DV相談の窓口を開設します。

基本目標IV 支援体制の確立及び関係機関の連携強化

重点目標8 支援策の充実・強化、関係機関の連携強化

【現状と課題】

被害者が社会的に自立し安心して生活するためには、経済的支援、住宅の確保、子どもの養育、心のケアなど様々な支援が必要であり、状況に応じて福祉、就労等の施策が迅速かつ的確に利用できることが重要です。被害者が早期に心身の回復を図るためには、相談、保護から被害者の社会的自立までの各段階を通じた一貫した支援が必要です。また、保護命令、離婚、養育費等の法的課題の解決や、同伴児童等の心のケアなど専門的な立場からの支援を一層充実させることも必要です。このため、被害者の発見、相談対応、一時保護、自立へ向けての準備を経て、社会的な自立に至るまでの各支援機関の役割に応じたネットワークの形成が重要です。

【具体的施策】

- (1) 一時保護から母子生活支援施設等への継続的な支援の充実を図ります。
- (2) 市営住宅における優先入居を継続するとともに、府営住宅についても優先入居を働きかけます。
- (3) 被害者の同伴児童の就学等を確保するため保育所、幼稚園、小・中学校等との連携を強化します。
- (4) 被害者の離婚、子どもの親権等、法的問題を解決するための司法手段に関する相談や情報提供など支援の充実・強化を図ります。
- (5) 被害者ニーズを的確に把握し、京都府北部家庭支援センター、京都府中丹西保健所、警察の相談窓口等の関係機関、また、近隣市町と連携し、被害者の安全確保と確実な保護のための体制の確立及び連携の強化を図ります。さらに、被害者の個人情報保護に関する周知を行います。(被害者情報が加害者に知られ

ることの防止及び加害者対応における連携強化)

重点目標⑨ 苦情処理の体制

【現状と課題】

本市が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、福知山市男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備しています。加害者からの苦情に対しては被害者保護の立場に立った対応を図っています。

しかしながら、相談における二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、被害者等からの苦情に対し、より適切な対応をとる必要があります。

【具体的施策】

- (1) 施策等についての関係部署における苦情処理の体制を整え、迅速、適切な処理を行います。

参考資料

- 1 取組の経緯
- 2 関係機関一覧（相談・カウンセリング・警察等）
- 3 保護命令
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 5 福知山市男女共同参画推進条例

1 取組の経緯

年度	国の動き	京都府の取組	福知山市の取組
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会基本法成立 ○「男女間における暴力に関する調査」を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する市民の意識と実態調査を実施
平成12年度			<ul style="list-style-type: none"> ○市民部管理課「女性対策係」を「女性政策係」に変更 ○福知山市男女共同参画計画「新はばたきプラン」策定(平成13年3月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)公布(4月) ○一部施行(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○DV啓発パンフレット作成 ○相談員マニュアルの作成 ○DV被害者のグループカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性問題カウンセラーによる女性相談を開始
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法完全施行(4月) ○保育所入所時の配慮(通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター設置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付の休日・夜間への拡大 ・臨床心理士によるカウンセリングの実施 ・入所者の安全確保(監視カメラ等の整備) ○関係機関による一時保護委託の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民部管理課「女性政策係」から人権推進室「男女共同参画推進係」に変更
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者の公営住宅優先入居(通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ○DVサポートライン設置 ○非暴力グループワークの実施 ○一般啓発講座の実施 ○配偶者暴力相談支援センターにおける同伴児童のための保育士の配置 ○一時保護委託施設の拡大(3施設) 	
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法改正法施行(12月) ・DVの定義の拡大(精神的暴力が追加) ・保護命令制度の拡充 ・国の基本方針、都道府県の基本計画の策定義務化。 国の基本方針策定 ○住民基本台帳の閲覧、住民票の交付、戸籍の附票の交付の制限(通知) ○健康保険の被扶養認定取消に係る被害者支援(通知)など 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性のための相談ネットワーク会議の開催 ○通訳・翻訳実施(外国人被害者支援) ○婦人相談員の増員による相談体制の充実 ○府営住宅DV優先入居の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会に関する市民意識調査を実施

年度	国の動き	京都府の取組	福知山市の取組
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力被害者支援セミナー開始 ○配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定(平成18年3月) ○市町村相談員等の養成研修開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○福知山市男女共同参画計画「新はばたきプラン」を見直し、後期計画を策定(平成18年3月)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究、配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究事業(内閣府)の受託実施 ○DV防止集中啓発事業の実施 啓発チラシ、ニュースの発行、啓発講座、DVを考えるつどいの実施 ○DV防止啓発カードの作成・設置 ○民間シェルターへの運営助成 ○母子生活支援施設及び民間支援団体への専門研修の実施 ○カウンセリングの拡充 ○一時保護委託施設の拡充(4施設) ○DV相談の手引きの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○「福知山市男女共同参画推進条例」制定 ○福知山市男女共同参画審議会設置 ○DV相談支援カードの作成・設置
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法改正法施行(平成20年1月) ・市町村における基本計画の策定及びDV支援センター設置の努力義務化 ・保護命令制度の拡充など 	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護委託施設の拡充(7施設) ○110番通報における即時対応システムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○デートDVパンフレットの作成・配布 ○女性のための法律相談実施(現在は、学生無料法律相談) ○DV対応マニュアルの作成
平成20年度		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定(平成21年3月) ○DV被害者保護用の監視カメラの整備 	
平成21年度			<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会に関する市民意識調査を実施 ○DV被害者特別応援給付金の支給
平成22年度		<ul style="list-style-type: none"> ○京都府家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2011」策定(平成23年3月)
平成23年度			<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定(平成24年3月) ○デートDVパンフレット作成・市内高校配布 ○パープルリボン作成・街頭啓発
平成24年度		<ul style="list-style-type: none"> ○「地域生活サポーター」による被害者支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議」実施
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法改正法施行(平成26年1月) ・適用対象の拡大 		

2 相談機関一覧

【DVに関する相談】

相談機関	電話番号	曜日	時間
福知山市役所人権推進室 男女共同参画推進係	0773-24-7022	平日	8:30~17:15
京都府北部家庭支援センター	0773-22-9911 (DV相談専用)	平日	9:00~17:00
京都府家庭支援総合センター	075-531-9910 (DV相談専用)	毎日	9:00~20:00
京都府中丹西保健所福祉室	0773-22-5766	平日	9:00~17:00
福知山警察署	0773-22-0110	毎日	24時間
福知山市「女性相談」 (フェミニストカウンセラー相談) ※要予約、月1~2回開催	0773-24-7022	平日	(予約受付時間) 8:30~17:15
福知山市「家庭児童相談」	0773-24-7011	平日	8:30~17:15
DV相談ナビ (最寄りの相談窓口を案内)	0570-0-55210	毎日	24時間案内

【法律に関する相談】

福知山市役所法律相談 ※要予約、月1回開催	0773-24-7027	平日	(予約受付時間) 8:30~17:15
京都弁護士会 (DV受任者名簿登録弁護士チーム)	075-231-2337	平日	9:00~12:00 13:00~17:00
京都弁護士会福知山法律相談センター ※要予約、原則有料	0772-68-3080	平日	(予約受付時間) 9:00~17:00
法テラス京都	050-3383-5433	平日	9:00~12:00 13:00~16:00
法テラス福知山法律事務所			
法テラスコールセンター	0570-078374	平日	9:00~21:00
		土曜	9:00~17:00

3 保護命令

《保護命令とは》

一定期間、加害者が近寄ってこないようにするために、被害者の申立てにより裁判所が発する命令のことです。

保護命令には「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

接近禁止命令

- ・被害者の身辺につきまとい、住居や勤務先に近づくことを6か月間禁止
- ・電話など禁止命令（面会、電話、メール、FAXなどの禁止）
- ・被害者の子どもへの接近禁止命令
- ・被害者の親族への接近禁止命令

退去命令

- ・加害者に対して被害者とともに生活していた住居から2か月間退去を命じる



加害者が違反した場合・・・1年以下の懲役または100万円以下の罰金

* 保護命令申立ての要件は？

配偶者からの身体に対する暴力または生命などに対する脅迫を受けたものであり、今後も生命または身体に危害を受けるおそれ大きい場合

* 加害者とは？

配偶者、内縁関係や事実婚の配偶者、婚姻中に暴力をおこなった元配偶者、同居中又はかつて同居していた交際相手

* 手続きの流れ

申立て→審問→発令（申立てから10日～2週間くらいで発令される）

《保護命令の申し立て先》

京都地方裁判所福知山支部（福知山市字内記9）

電話：0773-22-2209

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成二五年七月三日法律第三十一号

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
 - 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
 - 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当

該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を

有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の

記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同条の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同条の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)
- 第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進等)
- 第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)
- 第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)
- 第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)
- 第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

- 第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条** 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

5 福知山市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条―第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条―第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己

の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- (6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- (7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮

問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場にお

いて、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第8条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

福知山市市民人権環境部人権推進室 福知山市字内記 13 番地の 1
Tel : 0773-22-6111 (代表) 0773-24-7022 (直通)
FAX : 0773-23-6537